

安城市監査公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき
監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 5 年 2 月 22 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 野 場 慶 徳

第1 監査の種類

定例監査

第2 監査の対象及び期間

市民生活部危機管理課 令和4年12月5日から令和5年1月27日まで

福祉部社会福祉課 令和4年12月5日から令和5年1月27日まで

第3 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、市民生活部危機管理課及び福祉部社会福祉課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとともに前回の定例監査での留意事項等が処理されているかについても注意を払って実施した。

第4 監査の方針

令和4年11月末日までの令和4年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。また、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

第5 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。ただし、次に掲げる事務において、指導事項が見受けられたので適切な措置を講じられたい。これらの事項は、当該部署はもとより、他の部署においても事務処理の見直しや改善の参考とされたい。

危機管理課

【指導事項】

業務委託契約において、契約書に定めているセキュリティ関連書類の提出を受けていなかったため、適切な事務執行に努められたい。

社会福祉課

【指導事項】

1 収入関係

納入通知書に納入期限が記載されておらず、納入確認がされていないため、適切な事務執行に努められたい。

2 支出関係

会場利用にかかる支出負担行為決議書について、前回と同様に当初許可分利

用料と追加許可分利用料を合算した金額で起案していたため、適切な事務執行に努められたい。